

# 第 5 回御前崎市上下水道料金等審議会

## 説 明 資 料

令和 3 年 7 月 20 日

市民生活部 上下水道課



案

答 申 書

令和3年8月2日

御前崎市上下水道料金等審議会

令和 3 年 8 月 2 日

御前崎市長 柳澤重夫様

御前崎市上下水道料金等審議会  
会長 佐藤克昭

### 水道料金及び下水道使用料の改定について（答申）

令和 3 年 4 月 23 日付、御水第 17 号により諮問のありました標記の件について、下記のとおり答申します。

#### 記

御前崎市上下水道料金等審議会（以下「審議会」）では、市長からの諮問を受け、令和 3 年 4 月から計 5 回にわたり審議会を開催いたしました。

この審議会における事務局からの説明を受け、水道事業では毎年 2 億円程度の赤字を一般会計から補填し、また、下水道事業に至っては毎年 6 億円程度を一般会計から繰り入れ管理運営を行っているなど、公営企業がとるべき原則である独立採算制の確保が図られていないこと、そして、今後の財政収支計画では上記状況を改善できるような財源確保が困難であること、さらには、耐震性の確保に向け建設改良費として今後投じる事業費が膨大であることなど、上下水道事業の現状、今後の水需要予測、投資計画などの将来計画を認識したうえで、現行料金体系のありかたを含めて慎重に検討を重ねてまいりました。

その結果、次のとおり意見が集約されましたので答申いたします。

#### 1. 料金改定について

一般会計からの補助金及び繰入金（以下「補助金等」）の廃止または減額により、公営企業がとるべき原則である独立採算制を確保し健全な事業運営を図るため、上下水道料金の改定（適正化）は必要である。

## 2. 所要料金改定率及び改定時期について

試算の結果、現行料金に対し 40%以上の改定が必要となるが、急激な料金改定は市民生活に与える影響も大きいことから、緩和措置として3年間で1期とした段階的改定を水道事業は3期、下水道事業は2期にわたって実施する。

この場合、水道事業は第1期（令和4年度から令和6年度）の改定率を約14.0%、第2期（令和7年度から令和9年度）の改定率を約14.0%、第3期（令和10年度から令和12年度）の改定率を約12.0%、最終的な改定率は45.6%とし、一般会計からの補助金等を令和9年度で廃止する。

また、下水道事業は、第1期（令和4年度から令和6年度）の改定率を約36.4%、第2期（令和7年度から）の改定率を約25.0%、最終的な改定率は70.5%とし、一般会計からの補助金等を半減する。

## 3. 料金体系について

上下水道料金体系は、基本料金及び従量料金から構成される二部料金制とする。このうち、基本料金は1月当たり10 m<sup>3</sup>の基本水量がついた、水道事業は口径別料金制、下水道事業は単一型料金制を採用し、また、従量料金は上下水共に段階水量別の逦増制を採用する。

## 4. 船舶給水料金、臨時給水料金について（水道事業）

今回の料金改定にあわせて、船舶給水料金、臨時給水料金についても適正料金に改める。

## 5. 加入金（水道事業）

一般利用者の加入金徴収の目的を、新旧需要者間の負担の公平としたうえで、適正料金に改める。なお、臨時給水を対象とした加入金の負担は、船舶給水同様不要とする。

## 6. 水道料金表

(1) 第1期：令和4,5,6年度料金表

(税込み・1月当たり)

用途	メーターの 口径	基本水量 ( $\text{m}^3$ )	現 行		改 定 後	
			基本料金 (円)	超過料金 (円/ $\text{m}^3$ )	基本料金 (円)	従量料金(1 $\text{m}^3$ につき)
一般用	13mm	10	990	143.0	1,133	10 $\text{m}^3$ を超え 25 $\text{m}^3$ まで 156.2 円
	20mm		1,045	148.5	1,177	
	25mm				1,397	25 $\text{m}^3$ を超え 50 $\text{m}^3$ まで 165.0 円
	30mm		1,100	154.0	1,760	
	40mm				2,431	
	50mm		1,155	159.5	3,674	50 $\text{m}^3$ を超え 100 $\text{m}^3$ まで 174.9 円
	75mm				6,743	
100mm	1,210	165.0	11,077	100 $\text{m}^3$ を超えるもの 187.0 円		
船舶給水 臨時	—	0	0	242.0 170.5	0	1 $\text{m}^3$ につき 295.0 円

(2) 第2期：令和7,8,9年度料金表

(税込み・1月当たり)

用途	メーターの 口径	基本水量 ( $\text{m}^3$ )	現 行		改 定 後	
			基本料金 (円)	超過料金 (円/ $\text{m}^3$ )	基本料金 (円)	従量料金(1 $\text{m}^3$ につき)
一般用	13mm	10	990	143.0	1,298	10 $\text{m}^3$ を超え 25 $\text{m}^3$ まで 171.6 円
	20mm		1,045	148.5	1,320	
	25mm				1,100	154.0
	30mm		2,497			
	40mm		3,938			
	50mm		1,155	159.5	6,545	50 $\text{m}^3$ を超え 100 $\text{m}^3$ まで 199.1 円
	75mm				13,101	
100mm	1,210	165.0	22,319	100 $\text{m}^3$ を超えるもの 221.1 円		
船舶給水 臨時	—	0	0	242.0 170.5	0	1 $\text{m}^3$ につき 295.0 円

(3) 第3期：令和10,11,12年度料金表

(税込み・1月当たり)

用途	メーターの 口径	基本水量 ( $\text{m}^3$ )	現 行		改 定 後	
			基本料金 (円)	超過料金 (円/ $\text{m}^3$ )	基本料金 (円)	従量料金(1 $\text{m}^3$ につき)
一般用	13mm	10	990	143.0	1,463	10 $\text{m}^3$ を超え 25 $\text{m}^3$ まで 187.0 円
	20mm		1,045	148.5		
	25mm				1,100	154.0
	30mm		3,223			
	40mm		5,423			
	50mm		1,155	159.5	9,361	50 $\text{m}^3$ を超え 100 $\text{m}^3$ まで 223.3 円
	75mm				19,316	
100mm	1,210	165.0	33,308	100 $\text{m}^3$ を超えるもの 253.0 円		
船舶給水 臨時	—	0	0	242.0 170.5	0	1 $\text{m}^3$ につき 295.0 円

## 7. 下水道料金表

(1) 第1期：令和4,5,6年度

(税込み・1月当たり)

基本水量 (m <sup>3</sup> )	現 行		改 定 後	
	基本料金 (円)	超過料金 (円/m <sup>3</sup> )	基本料金 (円)	従量料金(1 m <sup>3</sup> につき)
10	880	88	935	10 m <sup>3</sup> を超え 25 m <sup>3</sup> まで 97 円 25 m <sup>3</sup> を超え 50 m <sup>3</sup> まで 132 円 50 m <sup>3</sup> を超え 100 m <sup>3</sup> まで 151 円 100 m <sup>3</sup> を超えるもの 160 円

(2) 第2期：令和7年度～

(税込み・1月当たり)

基本水量 (m <sup>3</sup> )	現 行		改 定 後	
	基本料金 (円)	超過料金 (円/m <sup>3</sup> )	基本料金 (円)	従量料金(1 m <sup>3</sup> につき)
10	880	88	1,155	10 m <sup>3</sup> を超え 25 m <sup>3</sup> まで 118 円 25 m <sup>3</sup> を超え 50 m <sup>3</sup> まで 168 円 50 m <sup>3</sup> を超え 100 m <sup>3</sup> まで 190 円 100 m <sup>3</sup> を超えるもの 201 円

## 8. 加入金表（水道事業）

メーターの口径 (mm)	加入金(円：税込み)	
	現 行	改 定 後
13	44,000	44,000
20	55,000	
25	66,000	66,000
30	88,000	99,000
40	132,000	176,000
50	220,000	264,000
75	440,000	451,000
100	660,000	814,000
船舶給水	0	0
臨時	当該口径別加入金の1/2	

## 9. その他付帯事項

### (1) 今後の事業運営について

今回の料金改定スケジュールは9年間に及ぶものであり、長期間のスケジュールとなります。このため、今後の事業運営においては、損益・資本勘定の予測値と実績値との比較・検証を図りつつ、給水収益が予測値よりも減少し必要収益の確保が困難と想定された場合には、上下水道料金の適正化に係る審議を再度してください。

### (2) 施設の耐震化について

上下水道は、市民が生活する上で必要不可欠なインフラであり、地震等の自然災害に対しても強靭さが求められます。このため、優先度を考慮した施設の耐震化を図るよう努めてください。

### (3) 上下水道料金改定の周知徹底について

上下水道料金の値上げは、市民生活や企業活動に多大な影響を与えます。このため、料金の仕組みや財政状況、今後の投資計画について広報活動を積極的に行い、市民の理解が得られるよう説明責任を果たしてください。



## 答申に至った経緯

### 1. 上下水道事業の現況

水道事業は、市民が生活をするうえで欠かすことのできないものであるとともに、市民活動、経済活動を支える最も重要なライフラインであり、常に安全・安心な水を安定的に供給していくという責務があります。

また、下水道事業は、市民が安全で衛生的な生活を送るためには欠くことのできない事業であり、トイレの水洗化等による生活環境の改善、周辺住環境の向上、河川の水質保全など、広範な機能を有しています。

こうした責務や役割を果たすうえで、駿河トラフ・南海トラフ沿いでの発生が危惧されている地震災害への備えとして、既存施設の耐震化を図ることは必須事項であり、発生 of 切迫性が高まってきているなかでは、計画的に耐震化事業を推進する必要があります。

しかし、こうした耐震化に要する多額の費用は、本来であれば給水収益等による純利益と減価償却費、さらには不足分を企業債発行による借入金により賄いますが、低価格な料金設定がされている現行の水道料金では、水道経営に必要な費用が賄えず、一般会計からの補助金等によりその不足分が賄われていることから、給水収益からの純利益による事業投資が行われていないのが現実です。

一方で、将来事業環境の予測では、将来の水需要は開発行為等による需要増がやや見込めるものの、全体給水量の大部分を占める生活用水は、少子高齢化及び人口減少問題を起因とし減少傾向が継続する見込みであることから、今後も上記財政状況を改善できる見通しが立っていません。

さらに、原子力発電所停止による交付金の減少、近年の新型コロナウイルス感染症対策に伴う休業支援等による支出増により、一般会計予算の体力も脆弱化の一途をたどっています。

このため、今後の水道事業会計では、公営企業が本来とるべきである独立採算制の確保により、今まで常態化していた一般会計からの補助金等に依存することのない健全経営を図ることで、遅延のない投資計画の推進による耐震強化の確保を図る必要があります。

## 2. 上下水道料金改定の妥当性

一般会計予算の体力が脆弱化するなかで、今までと同様に同会計からの補助金等に依存することは非常に困難な状況です。仮に現在の状態を今後 10 年間継続した場合、公営企業の経営活動を示す収支（収益的収支）は、全ての年度にてマイナスとなり、また、新たな投資計画の財源を企業債の発行によって賄うこととなりますが、過度な発行は行えないことから自己資金残高も減少し、令和 12 年度にはすでに経営が困難な状況となってしまいます。

このため、上下水道料金の改定（適正化）により、一般会計からの補助金等及び繰入金に依存しない、公営企業が本来とるべき原則である独立採算制の確保に向け、経営の健全化を図る必要があると判断しました。

## 3. 上下水道料金体系の決定

### (1) 水道事業

水道料金体系の決定は、基本料金及び従量料金のそれぞれの特徴を考慮し決定を行うものとしします。

このうち、基本料金の設定に関しては、現行の口径別料金が他の事業体においても採用実績が多く、また、料金体系の明確性が確保されることとして「水道料金算定要領」においても原則的な扱いとされていることから、現行の口径別料金の採用を図ります。

また、従量料金の設定に関しては、現行の口径別単一型及び周辺市町における採用実績の多い逦増型の試算結果により、一般市民への影響がより少ない逦増型の採用を図ります。

なお、総括原価の構成要素である固定費の配分比（基本料金と従量料金への配分比）は、試算の結果水道事業の安定経営が見込める配分比としました。

### (2) 下水道事業

従来の単一型から、使用水量の多寡に応じて使用料金が計算される逦増型へ移行するという結論に至りました。また、使用料の値上げによる少量利用者の負担増を軽減すべく、基本使用料の改定率を抑制し、基本使用料割合を現行より引き下げました。基本水量については変更していません。

今回の使用料改定に当たり、総務省が推奨する使用料単価（150 円/m<sup>3</sup>）まで値上げすることとなります。

## 4. 料金算定期間及び料金改定率

### (1) 水道事業

適正料金の算定に総括原価方式の採用を図り、料金算定期間を令和4年度から令和6年度までの3年間として試算を行った結果、現行料金に対し41.2%の改定が必要となります。また、令和7年度以降についても、改定率を押し下げる水需要の増加要因が特段見当たらないことから40%以上の改定は必至であり、令和7年度からの3年間で44.6%、令和10年度からの3年間で45.6%の改定が必要となります。

ただし、40%以上の改定は、市民の皆様の負担が急激に増えることから、ここでは緩和措置として段階的料金値上げを実施します。具体的には、令和4年度以降3年を1期とした計3期の設定を行い、各期計3回の段階的料金の値上げを行います。

このため、料金算定期間は各期3年とし、目標とする最終改定率は第3期の改定率45.6%とします。

### (2) 下水道事業

審議会で改定時期の検討を行うにあたっては、以下の事項に留意しました。

- ① 一般会計繰入金への依存度軽減
- ② 経費回収率の向上
- ③ 総務省から示されている使用料単価150円/m<sup>3</sup>への引き上げ
- ④ 近隣・類似団体との使用料単価比較
- ⑤ 市民負担の軽減

さらに、将来の財政状況や財政計画をもとに改定時期について慎重に検討した結果、2段階の使用料改定が適当であるとの結論に至りました。

第1期（令和4年度から令和6年度）の改定率を約36.4%、第2期（令和7年度から）の改定率を約25.0%とし、最終的な改定率は70.5%とします。

# 水道事業について

## 1. 現行料金との期別料金比較

(1) 第1期：令和4,5,6年度

口径 (mm)	使用水量 (m <sup>3</sup> )	水道料金 (円) 税込み：2月当たり		
		現行料金体系	新料金体系	改定率
φ13	40	4,840	5,390	11.4%
φ20	50	6,545	7,040	7.6%
φ25	125	17,682	20,102	13.7%
φ30	235	35,310	40,491	14.7%
φ40	365	55,330	66,143	19.5%
φ50	1,060	168,190	198,594	18.1%
φ75	1,480	235,180	283,272	20.4%
φ100	7,980	1,315,820	1,507,440	14.6%

(2) 第2期：令和7,8,9年度

口径 (mm)	使用水量 (m <sup>3</sup> )	水道料金 (円) 税込み：2月当たり		
		現行料金体系	新料金体系	改定率
φ13	40	4,840	6,028	24.5%
φ20	50	6,545	7,788	19.0%
φ25	125	17,682	22,841	29.2%
φ30	235	35,310	46,920	32.9%
φ40	365	55,330	78,545	42.0%
φ50	1,060	168,190	237,424	41.2%
φ75	1,480	235,180	343,398	46.0%
φ100	7,980	1,315,820	1,798,984	36.7%

(3) 第3期：令和10,11,12年度

口径 (mm)	使用水量 (m <sup>3</sup> )	水道料金 (円) 税込み：2月当たり		
		現行料金体系	新料金体系	改定率
φ13	40	4,840	6,666	37.7%
φ20	50	6,545	8,536	30.4%
φ25	125	17,682	25,580	44.7%
φ30	235	35,310	53,251	50.8%
φ40	365	55,330	90,541	63.6%
φ50	1,060	168,190	274,252	63.1%
φ75	1,480	235,180	400,422	70.3%
φ100	7,980	1,315,820	2,072,906	57.5%

## 2. 周辺市町との料金比較

平均使用水量の料金比較

口径 (mm)	使用水量 (m <sup>3</sup> )	水道料金 (円) 税込み : 2月当たり			
		新料金体系	掛川市	菊川市	牧之原市
φ 13	40	6,666	6,598	7,290	7,370
φ 20	50	8,536	8,432	9,280	9,295
φ 25	125	25,580	26,248	25,760	26,394
φ 30	235	53,251	51,494	52,510	52,426
φ 40	365	90,541	84,128	87,710	84,414
φ 50	1,060	274,252	245,070	262,830	237,545
φ 75	1,480	400,422	354,966	380,520	347,655
φ 100	7,980	2,072,906	1,839,978	1,999,660	1,771,165

※新料金体系は第3期料金体系によるものです。

生活用水月当たりの料金比較

1月当たり

事業体	使用水量	水道料金(税込み)	使用水量	水道料金(税込み)
御前崎市	10 m <sup>3</sup>	1,463 円	20 m <sup>3</sup>	3,333 円
菊川市	10 m <sup>3</sup>	1,655 円	20 m <sup>3</sup>	3,645 円
牧之原市	10 m <sup>3</sup>	1,760 円	20 m <sup>3</sup>	3,685 円
掛川市	10 m <sup>3</sup>	1,466 円	20 m <sup>3</sup>	3,299 円

※本市水道料金は、第3期料金体系によるものです。

# 下水道事業について

## 1. 現行使用料との比較

### ① 現行の使用料体系

水量	基本使用料		改定率
	(税抜)	(税込)	
～20m <sup>3</sup>	1,600	1,760	-

水量	従量使用料単価		使用水量 (m <sup>3</sup> )	使用料金 (税込)
	(税抜)	(税込)		
21m <sup>3</sup> ～	80	88	40	3,520
			50	4,400
			125	11,000
			235	20,680
			365	32,120
			1,060	93,280
			1,480	130,240
7,980	702,240			

### ② 令和4～6年度：120円への改定

水量	基本使用料		改定率
	(税抜)	(税込)	
～20m <sup>3</sup>	1,700	1,870	6%

水量	従量使用料単価		使用水量 (m <sup>3</sup> )	使用料金 (税込)
	(税抜)	(税込)		
21m <sup>3</sup> ～50m <sup>3</sup>	89.0	97.0	40	3,810
			50	4,780
51～100m <sup>3</sup> 以下	120.0	132.0	125	15,155
			235	32,080
101～200m <sup>3</sup> 以下	138.0	151.0	365	52,880
			1,060	164,080
201m <sup>3</sup> ～	146.0	160.0	1,480	231,280
			7,980	1,271,280

### ③ 令和7年度～：150円への改定

水量	基本使用料		改定率
	(税抜)	(税込)	
～20m <sup>3</sup>	2,100	2,310	31%

水量	従量使用料単価		使用水量 (m <sup>3</sup> )	使用料金 (税込)
	(税抜)	(税込)		
21m <sup>3</sup> ～50m <sup>3</sup>	108.0	118.0	40	4,670
			50	5,850
51～100m <sup>3</sup> 以下	153.0	168.0	125	19,000
			235	40,285
101～200m <sup>3</sup> 以下	173.0	190.0	365	66,415
			1,060	206,110
201m <sup>3</sup> ～	183.0	201.0	1,480	290,530
			7,980	1,597,030

④ 現行使用料との比較

使用 水量 ( $m^3$ )	下水道使用料(円/税込)				
	現行	R4～：120円		R7～：150円	
	金額	金額	差額	金額	差額
40	3,520	3,810	290	4,670	1,150
50	4,400	4,780	380	5,850	1,450
125	11,000	15,155	4,155	19,000	8,000
235	20,680	32,080	11,400	40,285	19,605
365	32,120	52,880	20,760	66,415	34,295
1060	93,280	164,080	70,800	206,110	112,830
1480	130,240	231,280	101,040	290,530	160,290
7980	702,240	1,271,280	569,040	1,597,030	894,790

2. 周辺市町との使用料比較

2か月/税込

水量 ( $m^3$ )	下水道使用料(円/税込)										
	現行	120円	150円	島田市	磐田市	掛川市	袋井市	吉田町	森町	菊川市	近隣団体
	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	平均金額
20	1,760	1,870	2,310	2,587	1,885	2,596	1,773	2,002	2,200	2,640	2,240
40	3,520	3,810	4,670	5,196	4,525	5,676	4,039	4,004	4,400	5,280	4,731
50	4,400	4,780	5,850	6,501	5,897	7,216	5,172	5,005	5,500	6,600	5,984
75	6,600	8,080	10,050	9,763	9,516	11,616	8,637	7,755	8,250	9,900	9,348
100	8,800	11,380	14,250	13,024	11,763	16,016	12,102	10,010	11,220	13,200	12,476
200	17,600	26,480	33,250	26,983	28,001	33,616	27,282	21,010	23,320	27,500	26,816
300	26,400	42,480	53,350	41,855	45,286	53,416	42,462	33,110	37,620	42,900	42,378

## 御前崎市上下水道料金等審議会委員

(敬称略)

役職名	氏 名	選出区分	備 考
会長	佐藤 克昭	学識経験者	佐藤経済研究所所長 浜松学院大学元教授
副会長	朝比奈 努	市民（個人代表）	一般
委員	大須賀 壮人	学識経験者	会計士
委員	渥美 昌裕	市民（市議会議員代表）	文教厚生委員会委員長
委員	植田 浩之	市民（市議会議員代表）	文教厚生委員会副委員長
委員	漢人 隆弥	市民（町内会）	町内会長連合会代表 （浜岡地区）
委員	松林 篤生	市民（町内会）	町内会長連合会代表 （御前崎地区）
委員	細川 悦男	市民（企業代表）	綜研化学(株)容器管理グループ長
委員	植田 忠宏	市民（企業代表）	(株)木村鑄造所御前崎工場副工場長
委員	松林 政仁	市民（団体代表）	商工会代表（事務局長）
委員	鈴木 しづ子	市民（団体代表）	消費者グループ代表
委員	中山 琴乃	市民（個人代表）	一般
委員	澤入 澄子	市民（個人代表）	一般



## 審 議 経 過

区分	日時・場所	審議事項
第1回	令和3年4月23日(金) 午後2時～ 市役所302会議室	審議会設置と開催日程について 審議会への諮問について 上下水道事業の現状について
第2回	令和3年5月18日(火) 午後1時30分～ 市役所301会議室	水道事業投資計画及び財政計画等について 下水道事業投資計画及び財政計画等について 料金算定方法について
第3回	令和3年5月31日(月) 午後1時30分～ 市役所301会議室	下水道使用料算定方法について 料金改定シミュレーションについて
第4回	令和3年7月1日(木) 午後1時30分～ 市役所301会議室	上下水道料金シミュレーションについて
第5回	令和3年7月20日(火) 午後1時30分～ 市役所301会議室	答申書案について
第6回	令和3年8月2日(月) 午後1時30分～ 市役所301会議室	答申書の提出